

# 平成 25 年度札幌市の給与・定員管理等について

1	総括	.....	1
2	職員の平均給与月額、初任給等の状況	.....	3
3	一般行政職の級別職員数等の状況	.....	6
4	職員の手当の状況	.....	8
5	特別職の報酬等の状況	.....	12
6	職員数の状況	.....	13
7	公営企業職員の状況		
(1)	高速電車事業	.....	15
(2)	軌道事業	.....	20
(3)	水道事業	.....	24
(4)	病院事業	.....	28
別紙 1	特殊勤務手当一覧（事務・技術）	.....	32
別紙 2	特殊勤務手当一覧（技能労務職員）	.....	39
別紙 3	特殊勤務手当一覧（水道局）	.....	41
別紙 4	特殊勤務手当一覧（病院局）	.....	43

# 札幌市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 23年度の 人件費率
24年度	1,919,664人	835,735,856千円	1,986,864千円	97,714,642千円	11.7%	12.3%

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				(参考) 一人当たり 給与費(B/A)	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 (B)		
24年度	人 10,874	千円 41,231,239	千円 11,621,453	千円 15,020,953	千円 67,873,645	千円 6,242	千円 6,783

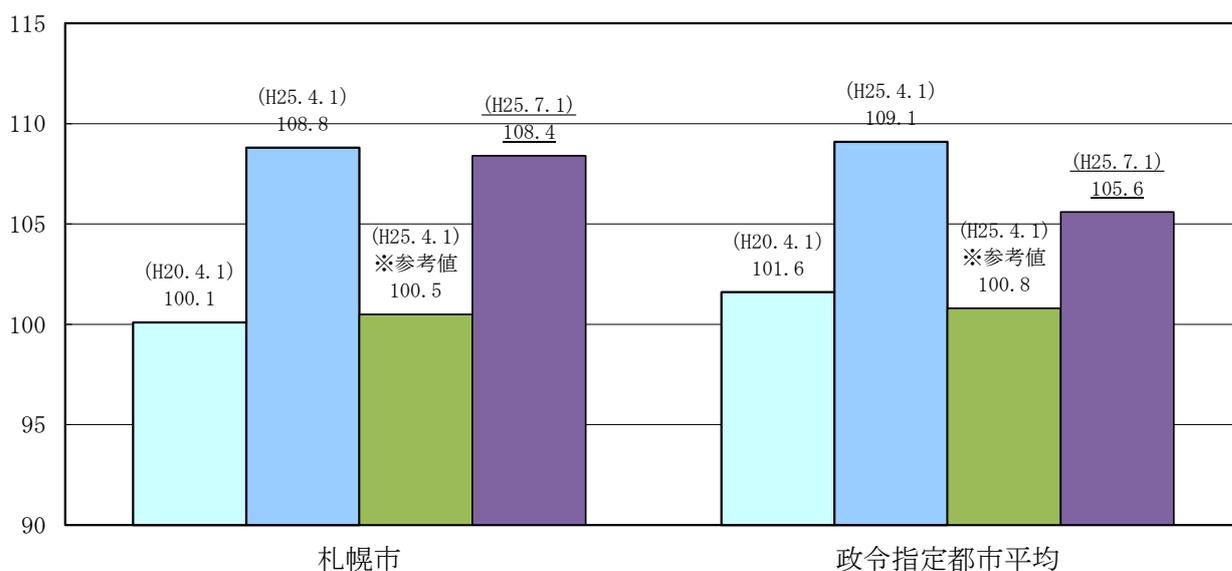
- ※ 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年10月1日から平成26年3月31日まで（6カ月間）
抑制済又は減額措置の内容	
①特別職（市長・副市長・代表監査委員）及び教育長の給料及び期末手当を次の割合で減額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長 30%</li> <li>・ 副市長 20%</li> <li>・ 代表監査委員、教育長 10%</li> </ul> ※ 地域手当にも給料の減額を反映	
②一般職（課長職以上）の管理職手当を次の割合で減額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局長職 20%</li> <li>・ 部長職 15%</li> <li>・ 課長職 10%</li> </ul> ※ 地域手当にも管理職手当の減額を反映	

#### (4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。
- 3 札幌市の地域手当補正後のラスパイレス指数は100.5となっている。

## (5) 給与改定の状況

### ア 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
25年度	円 369,112	円 371,789	▲2,677円 (▲0.72%)	% ▲0.72	% ▲0.72	% 0

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

### イ 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
25年度	月 3.94	月 3.95	月 ▲0.01	月 0	月 3.95	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(25年4月1日現在)

#### ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
札幌市	41.7歳	311,585円	404,966円	359,024円
北海道	45.4歳	330,736円	396,550円	374,715円
国	43.1歳	307,220円 (332,446円)	—	376,257円 (405,463円)
政令指定都市平均	42.3歳	332,553円	444,831円	391,372円

イ 技能労務職

区分	札幌市				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
札幌市	50.1 歳	1,677 人	319,800 円	383,151 円	357,844 円
うち用務員	50.4 歳	443 人	317,645 円	357,039 円	357,263 円
うち学校給食員	49.9 歳	199 人	326,310 円	356,650 円	356,517 円
うち清掃職員	47.4 歳	571 人	309,598 円	396,758 円	350,780 円
うち自動車運転手	56.4 歳	76 人	309,328 円	365,162 円	339,285 円
北海道	50.3 歳	346 人	334,072 円	367,668 円	366,170 円
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円 (286,850 円)	—	309,534 円 (325,400 円)
政令指定都市平均	47.1 歳	1,384 人	322,165 円	405,330 円	376,068 円

区分	民間			参考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
札幌市	—	—	—	—
うち用務員	用務員	53.7 歳	202,700 円	1.76
うち学校給食員	調理士	44.1 歳	233,100 円	1.53
うち清掃職員	廃棄物処理業 従業員	44.6 歳	290,600 円	1.37
うち自動車運転手	自家用自動車 運転手	52.3 歳	243,600 円	1.50
北海道	—	—	—	—
国	—	—	—	—
政令指定都市平均	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
札幌市	—	—	—
うち用務員	5,543,643 円	2,809,400 円	1.97
うち学校給食員	5,593,779 円	3,124,500 円	1.79
うち清掃職員	6,016,031 円	3,980,600 円	1.51
うち自動車運転手	5,492,113 円	3,162,200 円	1.74

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成 22 年～平成 24 年の 3 ヶ年分）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	
札幌市	46.9歳	388,407円	448,017円	429,732円	
	高等・各種学校	47.2歳	388,929円	446,531円	429,144円
	幼稚園	45.2歳	373,335円	412,809円	407,877円
	その他	47.7歳	411,498円	526,257円	475,290円
北海道	高等(特殊、各種、専修)学校	43.9歳	365,929円	416,513円	—
	小、中学校	42.8歳	355,075円	403,226円	—
政令指定都市平均	高等(特殊、各種、専修)学校	46.4歳	393,499円	480,779円	—
	小、中学校	39.3歳	316,919円	369,901円	—

- ※ 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。  
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区分		札幌市	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,000円	165,312(172,200)円	163,987(172,200)円
	高校卒	143,100円	134,496(140,100)円	133,418(140,100)円
技能労務職	高校卒	141,900円	134,496(140,100)円	—
	中学卒	—	—	—
教育職 (高校教諭)	大学卒	192,800円	185,088(192,800)円	—

※ 北海道及び国の括弧内数字は減額前の給料月額

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(25年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	250,732円	366,918円	403,416円	439,701円
	高校卒	210,254円	321,824円	352,893円	389,383円
技能労務職	高校卒	205,414円	299,521円	337,040円	356,650円
	中学卒	(該当なし)※	(該当なし)※	(該当なし)※	352,038円
教育職	大学卒	301,087円	387,673円	405,641円	419,358円

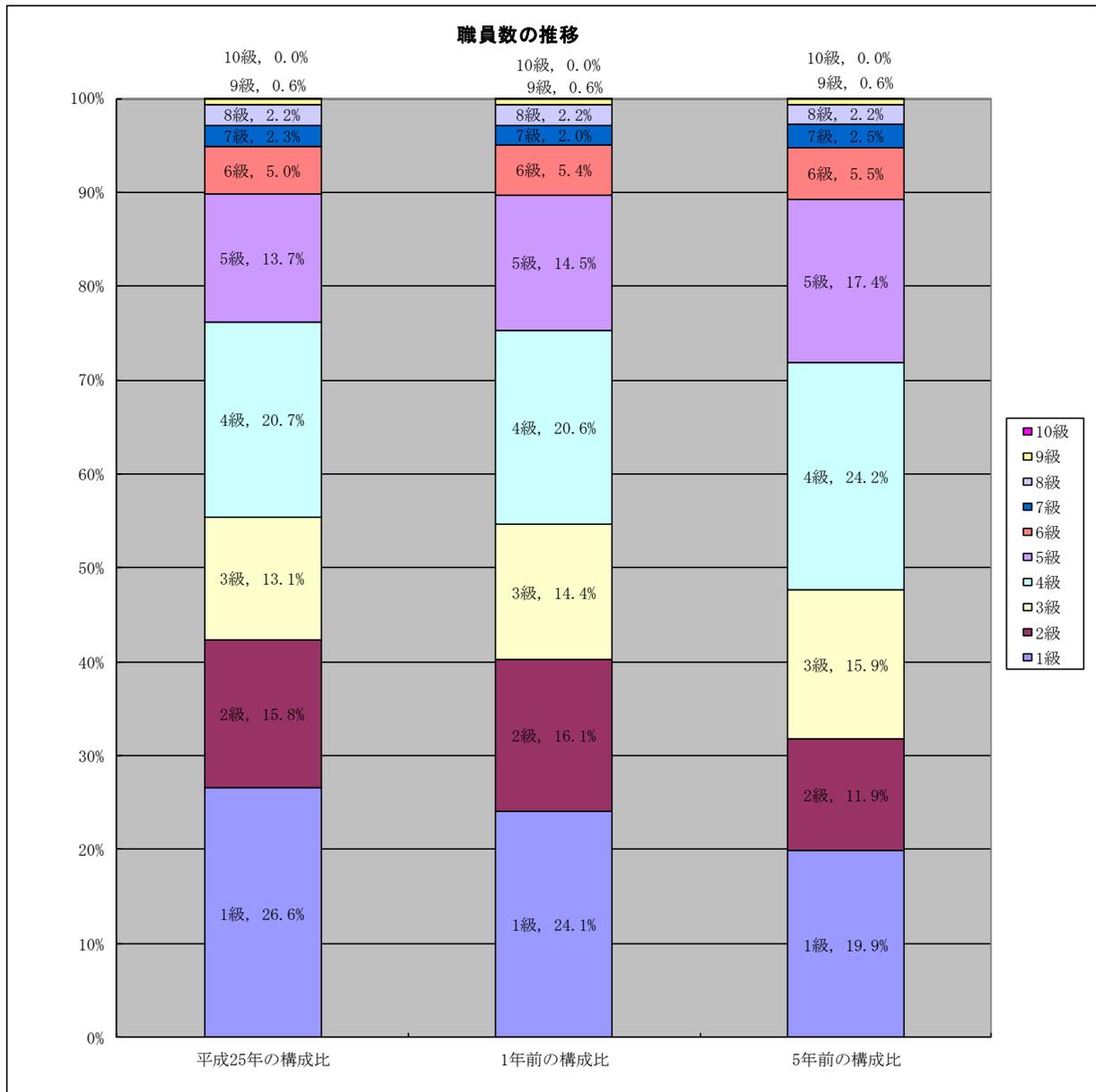
※ 当該階層及び近似の階層の職員数がいずれも3人以下のため、「該当なし」と記載

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	1,567人	26.6%	134,400円	271,300円
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	931人	15.8%	193,300円	333,000円
3級	主任の職務	774人	13.1%	225,900円	371,000円
4級	(1) 係長の職務 (2) 困難な業務を処理する主任の職務	1,219人	20.7%	252,900円	413,100円
5級	困難な業務を分掌する係長の職務	806人	13.7%	270,900円	431,500円
6級	課長の職務	296人	5.0%	292,400円	452,000円
7級	困難な業務を所掌する課長の職務	136人	2.3%	345,900円	483,800円
8級	部長の職務	131人	2.2%	393,200円	513,200円
9級	(1) 局長の職務 (2) 困難な業務を所掌する部長の職務	37人	0.6%	463,700円	557,900円
10級	高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する局長の職務	1人	0.0%	547,500円	587,600円

- ※ 1 札幌市職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



## (2) 昇給への勤務実績の反映状況

札幌市においては、平成8年から地方公務員法(昭和25年法律第261号)第40条の規定に基づき、過去1年間の勤務における業績、その職務の遂行上見られた職員の能力及び意欲等を評価した人事評価を行っている。

職員の昇給については、この人事評価、勤務状況及び懲戒処分の有無等に基づき、5段階の昇給区分のいずれに該当するかを決定し、その区分ごとに定められた号俸数で昇給を実施する。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

札幌市	北海道	国
1人当たり平均支給額 (24年度) 1,383千円	1人当たり平均支給額 (24年度) 1,552千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 12～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%  ※H24.6～H25.12 までは手当基礎額から役職段階別加算額の4分の1 (管理職員においては3分の1) を減額	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

※ ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

管理職の12月の勤勉手当については、その年の勤務実績に基づく4段階の成績区分に応じて支給する。

### (2) 退職手当 (25年4月1日現在)

札幌市			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置 (定年前早期退職加算 2～20%)			その他の加算措置 (定年前早期退職加算 2～20%)		
1人当たり平均支給額	1,229千円	25,146千円			

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は24年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当 (25年4月1日現在)

支給実績 (24年度決算)		1,364,675千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)		125,951円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
札幌市内	3%	10,798人	3%
東京都特別区	18%	19人	18%
医師職	15%	21人	15%

(4) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）	512,852千円
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	103,065円
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）	46%
手当の種類（手当数）	19
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙1及び2	

※ 一般会計決算に基づく。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	3,341,788千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	305千円
支給実績（23年度決算）	3,223,309千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	294千円

※ 一般会計決算に基づく。

(6) その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800円 (2)配偶者以外 7,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	異なる	(1)配偶者にかかる手当額 (国) 13,000円 (2)配偶者以外の手当額 (国) 6,500円	1,386,259千円	267,669円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)課長職 85,700円～102,800円 (2)部長職 112,600円～126,600円 (3)局長職 133,400円～144,600円	異なる	支給額 (国) 46,300円～139,300円	806,539千円	1,081,151円

通勤手当	通勤のため、1 km 以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1) 交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2) 交通用具使用者には使用距離に応じて 2,400 円～24,900 円の範囲内で支給。	異なる	(1) 手当支給の対象となる通勤距離 (国) 片道 2 km 以上 (2) 自動車等使用者に対する支給額 (国) 2,000 円～24,500 円	1,200,957 千円	117,695 円
初任給調整手当	医師職給料表の適用を受ける職員に対し、医師職給料表の適用日以後の期間の区分に応じて月額 37,500 円～306,000 円の範囲内で支給。	同じ		56,376 千円	2,348,996 円
住居手当	(1) 自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。  (2) 自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額 9,700 円を支給。	異なる	(1) 自ら居住するための住宅を借り受けている職員に対する支給要件 (国) 月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員 (2) 自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する支給 (国) 支給なし	1,455,843 千円	185,884 円
単身赴任手当	勤務課所の異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活している職員に対し支給。 ・ 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じて 23,000 円～68,000 円を支給。	同じ		2,818 千円	563,600 円
休日勤務手当	休日等に正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給。 ・ 支給額=1 時間あたりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		794,276 千円	72,649 円

夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。</p> <p>・支給額=1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数</p>	同じ		205,714 千円	129,298 円
宿日直手当	<p>宿直勤務又は日直勤務 1 回につき支給。</p> <p>・1 回につき 5,900 円（医師又は歯科医師にあつては 20,000 円）</p>	異なる	<p>支給額（国）</p> <p>4,200 円～20,000 円</p>	支給なし	支給なし
管理職員特別勤務手当	<p>臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。</p> <p>・3 時間以上の勤務一回につき、8,000 円～18,000 円を支給。</p>	異なる	<p>支給額（国）</p> <p>6,000 円～27,000 円</p>	4,794 千円	25,099 円
寒冷地手当	<p>北海道内に勤務する職員に対し支給。</p> <p>(1) 扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800 円</p> <p>(2) その他の世帯主である職員 年額 65,300 円</p> <p>(3) その他の職員 年額 44,000 円</p>	異なる	<p>支給額（国）</p> <p>(1) 扶養親族を有する世帯主である職員 月額 17,800 円～26,380 円</p> <p>(2) その他の世帯主である職員 月額 10,200 円～14,580 円</p> <p>(3) その他の職員 月額 7,360 円～10,340 円</p>	894,695 千円	93,460 円

※ 一般会計決算に基づく。

## 5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	1,280,000 円	(参考) 政令指定都市における最高/最低額	
	副市長	1,030,000 円	1,428,000 円/	500,000 円
報酬	議長	1,040,000 円	1,148,000 円/	810,000 円
	副議長	950,000 円	1,179,000 円/	500,000 円
	議員	860,000 円	1,061,000 円/	500,000 円
期末手当	市長 副市長	(24年度支給割合) 2.95 月分		
	議長 副議長 議員	(24年度支給割合) 2.95 月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の支給額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×58/100	35,635,200 円	任期ごと
地域手当	市長	給料月額×在職月数×46/100	22,742,400 円	任期ごと
	副市長	(24年度支給割合) 給料月額の3%		
寒冷地手当	市長 副市長	(24年度支給割合) 一般職と同じ		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

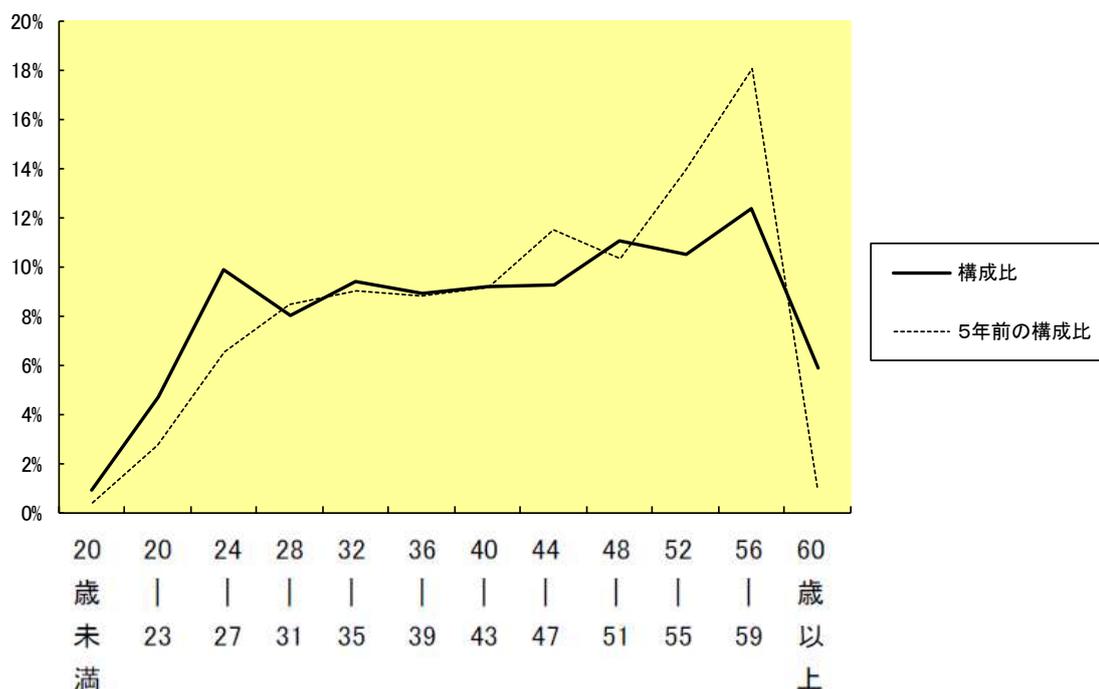
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成24年	平成25年		
普通 会計 部門	議 会	36	36	0	[増]
	総 務	1,456	1,464	8	・生活保護世帯増加に伴う業務増 +56
	税 務	702	702	0	・基幹系システムの再構築 +17
	民 生	1,999	2,079	80	・保健福祉の相談窓口開設に伴う業務増 +10
	衛 生	1,573	1,564	▲ 9	[減]
	勞 働	14	15	1	・道路パトロール業務の見直し ▲ 6
	農 林 水 産	39	39	0	・接触者検診業務委託に伴う減 ▲ 4
	商 工	83	80	▲ 3	・清掃車両整備業務委託に伴う減 ▲ 4
	土 木	1,227	1,231	4	
	計	7,129	7,210	81	<参考> 人口1万人当たり職員数 37.6 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 45.39人)
教 育 部 門	1,893	1,829	▲ 64	[減] ・学校用務員業務の執行体制の効率化 ▲ 34 ・学校調理業務の委託化 ▲ 23	
消 防 部 門	1,852	1,839	▲ 13	[増] ・出張所の統廃合による減 ▲ 12	
小 計	10,874	10,878	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.7 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 66.23人)	
公営 企業 等 会計 部門	病 院	1,056	1,088	32	[増]
	水 道	624	625	1	・医師及び医療技術職の増員 +31
	交 通	613	605	▲ 8	・基幹系システムの再構築 +6
	下 水 道	514	508	▲ 6	[減]
	そ の 他	592	601	9	・南北線ワンマン化完了に伴う改修業務の減 ▲ 4
小 計	3,399	3,427	28		
合 計	14,273 [ 14,113 ]	14,305 [ 14,028 ]	32 [ ▲ 85 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 74.5 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	128	670	1,412	1,148	1,340	1,277	1,315	1,325	1,577	1,499	1,770	844	14,305

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数 (%)
一般行政	7,086	7,023	6,999	6,978	7,129	7,210	124 (1.72%)
教育	2,172	2,115	2,029	1,974	1,893	1,829	▲ 343 (▲18.8%)
消防	1,856	1,880	1,857	1,870	1,852	1,839	▲ 17 (▲0.9%)
普通会計	11,114	11,018	10,885	10,822	10,874	10,878	▲ 236 (▲2.2%)
公営企業等会計	3,558	3,518	3,488	3,476	3,399	3,427	▲ 131 (▲3.8%)
総合計	14,672	14,536	14,373	14,298	14,273	14,305	▲ 367 (▲2.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 高速電車事業

#### ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考)23年度の 総費用に占める 職員給与費比率
24年度	39,112,159千円	5,632,504千円	5,131,185千円	13.1%	14.1%

※ 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 263,103千円を含まない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費(B/A)	(参考)政令指定 都市一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
24年度	人 551	千円 2,230,366	千円 1,077,503	千円 819,843	千円 4,127,712	千円 7,491	千円 7,197

※ 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

#### イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（25年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高速電車事業	48.1歳	365,113円	624,276円
政令指定都市平均	43.9歳	361,265円	601,634円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ウ 職員の手当の状況

(ア)期末手当・勤勉手当

高速電車事業		市長部局	
1人当たり平均支給額(24年度)	1,488千円	1人当たり平均支給額(24年度)	1,383千円
(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5~20%	・役職段階別加算	5~20%
・管理職加算	12~25%	・管理職加算	12~25%

※ ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

## (イ)退職手当 (25 年 4 月 1 日現在)

高速電車事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続 20 年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続 20 年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続 25 年	32.83 月分	38.955 月分	勤続 25 年	32.83 月分	38.955 月分
勤続 35 年	46.55 月分	55.86 月分	勤続 35 年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職加算 2~20%)			その他の加算措置 (定年前早期退職加算 2~20%)		
1 人当たり平均支給額 (自己都合及び定年) 25,734 千円			1 人当たり平均支給額 1,229 千円 25,146 千円		

※ 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、24 年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

## (ウ)地域手当 (25 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (24 年度決算)		72,806 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (24 年度決算)		128,861 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
札幌市内	3%	565 人	3%

## (エ)特殊勤務手当 (25 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (24 年度決算)		52,187 千円			
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (24 年度決算)		177,858 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (24 年度)		51.8%			
手当の種類 (手当数)		1			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給実績 (24 年度決算)	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	駅務員、高速電車乗務員、運輸関係係員、技術関係係員	中休勤務 (正規の勤務において勤務時間ではない時間 (中休) により勤務が分断され、始業と終業の間が長時間となる勤務)	中休勤務時間を含む勤務時間が深夜 (午前 1 時 ~ 午前 5 時) の全部を含む場合	47,023 千円	① 中休時間 4 時間 15 分超 : 1,800 円 ② 中休時間 4 時間 15 分以下 : 1,600 円
			上記以外	4,433 千円	③ 中休時間 4 時間 15 分超 : 1,600 円 ④ 中休時間 4 時間 15 分以下 : 1,400 円
	指令所の係長職	正規の勤務時間による 24 時間勤務 (24 時間の中に休憩時間含む)		730 千円	2,000 円

災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員	左記に掲げる業務	支給なし	1日：800円
-------------	--	----------	------	---------

(オ)時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	569,601千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	1,202千円
支給実績（23年度決算）	517,953千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	1,107千円

※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ)その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800円 (2)配偶者以外 7,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ		111,845千円	288,259円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)係長職 66,700円～74,000円 (2)課長職 86,300円～92,800円 (3)部長職 113,600円～122,700円 (4)局長職 133,400円～144,600円	異なる	支給対象者（高速電車事業）一般行政職では支給対象ではない係長職にも支給。	56,764千円	946,061円

通勤手当	通勤のため、1 km 以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1) 交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2) 交通用具使用者には使用距離に応じて 2,400 円～24,900 円の範囲内で支給。	同じ		66,217 千円	122,077 円
住居手当	(1) 自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。  (2) 自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額 9,700 円を支給。	同じ		71,804 千円	151,247 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額=1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		38,428 千円	147,846 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した係長職以上の職員に対し支給。 ・3 時間以上の勤務一回につき 6,000 円～18,000 円を支給	異なる	支給対象者 (高速電車事業) 係長職に対して 6,000 円～9,000 円を支給。	492 千円	9,462 円

寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800円 (2)その他の世帯主である職員 年額 65,300円 (3)その他の職員 年額 44,000円	同じ		52,996 千円	103,105 円
-------	---	----	--	-----------	-----------

## (2) 軌道事業

### ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	(参考)23年度の総費用に占める職員給与費比率
24年度	1,315,292千円	▲28,565千円	622,977千円	47.4%	45.4%

※ 軌道事業において、資本勘定支弁職員はいない。

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり給与費(B/A)	(参考)政令指定都市一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
24年度	人 59	千円 249,470	千円 119,296	千円 94,926	千円 463,692	千円 7,859	千円 7,197

- ※ 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

### イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（25年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
軌道事業	50.6歳	382,999円	654,932円
政令指定都市平均	43.9歳	361,265円	601,634円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### ウ 職員の手当の状況

(ア)期末手当・勤勉手当

軌道事業		市長部局	
1人当たり平均支給額(24年度) 1,609千円		1人当たり平均支給額(24年度) 1,383千円	
(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5~20%	・役職段階別加算	5~20%
・管理職加算	12~25%	・管理職加算	12~25%

※ ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

## (イ)退職手当 (25 年 4 月 1 日現在)

軌道事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続 20 年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続 20 年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続 25 年	32.83 月分	38.955 月分	勤続 25 年	32.83 月分	38.955 月分
勤続 35 年	46.55 月分	55.86 月分	勤続 35 年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職加算 2~20%)			その他の加算措置 (定年前早期退職加算 2~20%)		
1 人当たり平均支給額 (定年) 23,951 千円			1 人当たり平均支給額 1,229 千円 25,146 千円		

※ 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、24 年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

## (ウ)地域手当 (25 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (24 年度決算)		8,069 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (24 年度決算)		132,285 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
札幌市内	3%	61 人	3%

## (エ)特殊勤務手当 (25 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (24 年度決算)		1,397 千円			
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (24 年度決算)		54,388 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (24 年度)		42.1%			
手当の種類 (手当数)		2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24 年度決算)	左記職員に対する支給単価	
変則勤務手当	路面電車運転手、運輸関係係員、技術関係係員	中休勤務 (正規の勤務において勤務時間ではない時間 (中休) により勤務が分断され、始業と終業の間が長時間となる勤務)	中休勤務時間を含む勤務時間が深夜 (午前 1 時～午前 5 時) の全部を含む場合	573 千円	①中休時間 4 時間 15 分超 : 1,800 円 ②中休時間 4 時間 15 分以下 : 1,600 円
			上記以外	784 千円	③中休時間 4 時間 15 分超 : 1,600 円 ④中休時間 4 時間 15 分以下 : 1,400 円
除雪手当	路面電車運転手、運輸関係係員、技術関係係員	除雪業務	40 千円	230 円	

災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員	左記に掲げる業務	支給なし	1日：800円
-------------	--	----------	------	---------

(オ)時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	72,200千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	1,299千円
支給実績（23年度決算）	68,363千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	1,206千円

※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ)その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（24年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800円 (2)配偶者以外 7,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ		13,713千円	282,249円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)係長職 66,700円～74,000円 (2)課長職 86,300円～92,800円 (3)部長職 113,600円～122,700円 (4)局長職 133,400円～144,600円	異なる	支給対象者（軌道事業）一般行政職では支給対象ではない係長職にも支給。	2,818千円	939,373円

通勤手当	通勤のため、1 km 以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1) 交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2) 交通用具使用者には使用距離に応じて 2,400 円～24,900 円の範囲内で支給。	同じ		5,445 千円	93,085 円
住居手当	(1) 自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。 (2) 自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額 9,700 円を支給。	同じ		8,731 千円	159,952 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額=1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		2,008 千円	58,636 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した係長職以上の職員に対し支給。 ・3 時間以上の勤務一回につき、6,000 円～18,000 円を支給。	異なる	支給対象者(軌道事業)係長職に対して 6,000 円～9,000 円を支給。	支給なし	支給なし
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1) 扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800 円 (2) その他の世帯主である職員 年額 65,300 円 (3) その他の職員 年額 44,000 円	同じ		6,152 千円	107,921 円

### (3) 水道事業

#### ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員給与費比率 (B/A)	(参考)23年度の総費用に占める職員給与費比率
24年度	33,464,965千円	7,047,343千円	4,917,566千円	14.7%	17.5%

※ 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 440,579千円を含まない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)	(参考)政令指定都市一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
24年度	人 622	千円 2,499,720	千円 725,205	千円 902,053	千円 4,126,978	千円 6,635	千円 6,936

※ 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 25 年 3 月 31 日現在の人数である。

#### イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
札幌市	46.7歳	355,931円	549,351円
政令指定都市平均	44.8歳	375,825円	562,520円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ウ 職員の手当の状況

(ア)期末手当・勤勉手当

水道事業		市長部局	
1人当たり平均支給額 (24年度)	1,401千円	1人当たり平均支給額 (24年度)	1,383千円
(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5~20%	・役職段階別加算	5~20%
・管理職加算	12~25%	・管理職加算	12~25%

※ ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

## (イ)退職手当 (25年4月1日現在)

水道事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置 (定年前早期退職加算 2~20%)			その他の加算措置 (定年前早期退職加算 2~20%)		
1人当たり平均支給額	1,014千円	26,008千円	1人当たり平均支給額	1,229千円	25,146千円

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

## (ウ)地域手当 (25年4月1日現在)

支給実績 (24年度決算)		79,393千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)		123,090円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
札幌市内	3%	645人	3%

## (エ)特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

支給実績 (24年度決算)	7,689千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	49,027円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (24年度)	24.3%
手当の種類 (手当数)	6
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙3	

## (オ)時間外勤務手当

支給実績 (24年度決算)	289,945千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	450千円
支給実績 (23年度決算)	309,696千円
職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)	472千円

※1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 管理職手当を受ける職員には時間外勤務手当は支給されない。

## (カ)その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800円 (2)配偶者以外 7,000円 ・満16歳~22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ		108,665千円	277,739円

管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に対し支給。</p> <p>(1) 課長職 86,300 円～ 92,800 円</p> <p>(2) 部長職 113,600 円～ 122,700 円</p> <p>(3) 局長職 133,400 円～ 144,600 円</p>	同じ		31,057 千円	1,112,495 円
通勤手当	<p>通勤のため、1 km 以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。</p> <p>(1) 交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。</p> <p>(2) 交通用具使用者には使用距離に応じて 2,400 円～24,900 円の範囲内で支給。</p>	同じ		67,943 千円	117,058 円
住居手当	<p>(1) 自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。</p> <p>(2) 自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額 9,700 円を支給。</p>	同じ		79,499 千円	162,049 円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。</p> <p>・支給額＝1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数</p>	同じ		7,985 千円	202,150 円
管理職員特別勤務手当	<p>臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。</p> <p>・3 時間以上の勤務一回につき、6,000 円～18,000 円を支給。</p>	同じ		支給なし	支給なし

寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800 円 (2)その他の世帯主である職員 年額 65,300 円 (3)その他の職員 年額 44,000 円	同じ		55,565 千円	100,299 円
-------	--	----	--	-----------	-----------

#### (4) 病院事業

##### ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	(参考)23年度の総費用に占める職員給与費比率
24年度	20,850,782千円	169,958千円	9,945,168千円	47.69%	46.85%

※ 病院事業において、資本勘定支弁職員はいない。

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり給与費(B/A)	(参考)政令指定都市一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
24年度	人 1,074	千円 3,723,369	千円 2,239,416	千円 1,421,185	千円 7,383,970	千円 6,875	千円 7,507

- ※ 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

##### イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（25年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
札幌市病院局（医師）	45.3歳	571,981円	1,324,917円
札幌市病院局（看護師）	35.5歳	264,740円	446,267円
札幌市病院局（事務職）	41.9歳	337,494円	578,135円
政令指定都市平均（医師）	44.6歳	552,901円	1,380,781円
政令指定都市平均（看護師）	38.0歳	305,276円	499,876円
政令指定都市平均（事務職）	42.1歳	382,081円	624,604円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

##### ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

病院事業		市長部局	
1人当たり平均支給額（24年度）	1,324千円	1人当たり平均支給額（24年度）	1,383千円
(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5～20%	・役職段階別加算	5～20%
・管理職加算	12～25%	・管理職加算	12～25%

※ ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

## (イ)退職手当 (25年4月1日現在)

病院事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	23.03月分	30.34月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.96月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置 (定年前早期退職加算) 2~20%			その他の加算措置 (定年前早期退職加算) 2~20%		
1人当たり平均支給額 2,298千円 29,416千円			1人当たり平均支給額 1,229千円 25,146千円		

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

## (ウ)地域手当 (25年4月1日現在)

支給実績 (24年度決算)		235,258千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)		218,438円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
札幌市内 (医師)	15%	139人	15%
札幌市内 (医師以外)	3%	938人	3%

## (エ)特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

支給実績 (24年度決算)	208,797千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	193,868円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (24年度)	79.0%
手当の種類 (手当数)	8
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙4	

## (オ)時間外勤務手当

支給実績 (24年度決算)	553,976千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	596千円
支給実績 (23年度決算)	554,472千円
職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)	558千円

※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

## (カ)その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 14,800円 (2)配偶者以外 7,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ		78,306千円	252,600円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)課長職 85,700円～ 102,800円 (2)部長職 112,600円～ 126,600円 (3)局長職 133,400円～ 144,600円	同じ		190,730千円	1,347,915円
通勤手当	通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,400円～24,900円の範囲内で支給。	同じ		89,651千円	101,531円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額27,000円を限度に支給。 (2)自らの所有に係る住宅に居住している職員に対し、月額9,700円を支給。	同じ		164,482千円	211,462円

夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。</p> <p>・支給額=1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数</p>	同じ		87,098 千円	125,320 円
管理職員特別勤務手当	<p>臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した課長職以上の職員に対し支給。</p> <p>・3 時間以上の勤務一回につき、8,000 円～18,000 円を支給。</p>	同じ		51,996 千円	460,141 円
寒冷地手当	<p>北海道内に勤務する職員に対し支給。</p> <p>(1)扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800 円</p> <p>(2)その他の世帯主である職員 年額 65,300 円</p> <p>(3)その他の職員 年額 44,000 円</p>	同じ		78,291 千円	73,859 円
初任給調整手当	<p>企業職給料表(医師職)の適用を受ける職員に対し、企業職給料表(医師職)の適用日以後の期間の区分に応じて 47,500 円～306,000 円の範囲内で支給。</p>	同じ		449,435 千円	3,286,545 円
宿日直手当	<p>宿直勤務又は日直勤務 1 回につき支給。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師 20,000 円</p> <p>(2) 薬剤師、看護師、准看護師、衛生検査技師、臨床検査技師、診療エックス線技師及び診療放射線技師 5,900 円。ただし、勤務時間が 5 時間以下の宿日直勤務の場合は、その勤務 1 回につき 2,950 円</p>	同じ		53,450 千円	381,785 円

(別紙1)

## 札幌市の事務・技術職員に支給されている特殊勤務手当一覧

平成25年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (24年度)	手当額		摘要
				単位	金額	
1	特定危険作業手当	(1) 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業として当該作業を所管する部の長が指定するものに従事した職員	11千円	1日	240円	
		(2) 環境都市推進部に所属する職員のうち、河川の汚濁状況の調査のために行う水の採取、流量測定等の作業(水中で行うものに限る。)に従事した者		1日	240円	
		(3) みどりの推進部、建設局土木部又は区土木部に所属する職員のうち、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕その他の道路上の作業(特殊重車両の運転を含む。)で、みどりの推進部長又は建設局土木部長が指定するものに従事した者		1日	220円	
		(4) 昇降機の検査業務に従事した職員		1日	200円	
2	動物取扱業務手当	(1) 動物管理センターに所属する職員のうち、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に規定する狂犬病予防員(以下「狂犬病予防員」という。)の業務又は野犬の捕獲、抑留、処分若しくは消毒の作業に従事した者	760千円	1日	280円	
		(2) 円山動物園に所属する職員(獣医師に限る。)のうち、動物の飼育、発病した動物の治療又は各種検査等の作業に従事した者		1日	260円	
		(3) 円山動物園に所属する職員(獣医師を除く。)のうち、動物の飼育作業に従事した者		1日	230円	
3	清掃等作業手当	(1) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、排水処理を行う施設の機器若しくは設備の維持管理作業又は排水の処理作業に従事した者	2,479千円	1日	300円	
		(2) 清掃工場に所属する職員のうち、焼却炉等の機器若しくは設備の維持管理作業又はごみ焼却作業に従事した者		1日	300円	
4	下水処理等作業手当	(1) 下水処理場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は下水処理作業(水質の検査に関する作業を除く。)に従事した者	2,932千円	1日	290円	
		(2) 下水道施設部に所属する職員のうち、排水設備工事の検査、既設下水道本管接合工事の監督、地下水浸入調査又はこれらに準ずる業務として下水道施設部長が指定するものに従事した者		1日	170円	

5	感染症予防等作業手当	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第15条第1項、第17条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第45条第2項又は第50条第1項若しくは第5項の規定に基づく作業に従事した職員	1,266千円	1日	290円	
		(2) 感染症総合対策課に所属する職員のうち、感染症予防法第21条又は第47条の規定に基づく移送の作業に従事した者		1日	280円	
		(3) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項若しくは第5項若しくは第51条の規定に基づく業務の補助の作業、同法第58条第4項の規定に基づく作業又はこれらに準ずる作業で農政部長が指定するものに従事した職員		1日	290円	
		(4) 児童心療センターに所属する看護師等(看護師、准看護師及びこれらに準ずると障がい保健福祉部長が認める職員をいう。以下同じ。)のうち、感染症予防法に規定する感染症又は障がい保健福祉部長が指定する感染性の疾患に罹患した者の看護等の業務として障がい保健福祉部長が指定するものに従事した者		1日	290円	
		(5) 戸別に巡回して行う保健指導の業務を本務とする保健師又は助産師のうち、保健福祉課に所属する者以外の者		1月	1,700円	
6	有害物取扱業務手当	(1) 児童心療センター、保健所又は衛生研究所に所属する職員のうち、細菌検査又は試験検査として保健福祉部長、保健所長又は衛生研究所長が指定するものに従事した者	2,732千円	1日	270円	
		(2) 環境事業部又は下水道施設部に所属する職員のうち、水質検査又は試験検査の業務を主たる職務とする者		1月	1,900円	
7	放射線取扱業務手当	(1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務に従事した職員	32千円	1日	280円	
		(2) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として区保健福祉部長が指定するものに従事した職員		1日	100円	
8	消防業務手当	(1) 火災その他の災害等(救急業務を要する事故を除く。第3号において同じ。)の現場に指令を受けて出動した消防吏員(次号、第3号及び第5号に掲げる者を除く。)	223,254千円			第5号に掲げる職員のうち、搭乗時間中においてヘリコプターからの降下等の空中機外活動に従事した者については、搭
		ア 消防部隊(救急隊及び航空隊を除く。以下同じ。)の隊長又は現場指揮者の業務に従事した者		1回	140円	
		イ 消防部隊の大型自動車の運転業務に従事した者又は救急救命士の資格を有する者		1回	130円	
		ウ 消防部隊の大型自動車以外の自動車の運転業務に従事した者		1回	120円	

		エ 上記以外の者		1回	110円	乗1時間につき1,800円とする。
		(2) 前号に掲げる出動をした消防吏員のうち、警防部長が指定する者及び救急業務を要する事故の現場に指令を受けて出動した消防吏員				
		ア 救急救命士の資格を有する者		1回	130円	
		イ 隊長の業務に従事した者(アに掲げる者を除く。)		1回	50円	
		ウ 自動車の運転業務に従事した者		1回	40円	
		エ 上記以外の者		1回	30円	
		(3) 火災その他の災害等の現場に原因調査のため指令を受けて出動した消防吏員のうち、予防部長が指定する者及び火災現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した消防吏員				
		ア 自動車の運転業務に従事した者		1回	50円	
		イ 上記以外の者		1回	40円	
		(4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指令の業務に従事した消防吏員		1回	100円	
		(5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事した職員		搭乗 1時間	1,200円	
		(6) サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成7年法律第78号)第2条に規定するサリン等(以下「サリン等」という。)若しくはその疑いのある物質(以下これらを「特殊危険物質等」という。)に対して直接行う検知、鑑定、収容、除去その他の作業又は容器等に封入されている特殊危険物質等の収容、移動等の作業でその発散若しくは漏えいのおそれがあるものに従事した消防吏員		1日	2,600円	
		(7) サリン等による被害の危険がある区域内において行う作業で前号に掲げるもの以外のものに従事した消防吏員		1日	250円	
		(8) 正規の勤務時間(札幌市職員の勤務条件に関する条例(平成6年条例第39号。以下「勤務条件条例」という。)第7条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)による午前8時45分から翌日の午前8時55分までの継続する勤務に従事した消防吏員		1回	1,100円	
9	ヘリコプター従事者手当	(1) ヘリコプターの操縦業務を主たる職務とする消防吏員	7,136千円			
		ア 飛行時間3,000時間以上の経験を有する者		1月	101,000円	
		イ 飛行時間2,000時間以上3,000時間未満の経験を有する者		1月	91,000円	
		ウ 飛行時間1,000時間以上2,000時間未満の経験を有する者		1月	78,000円	
		エ 飛行時間1,000時間未満の経験を有する者		1月	49,000円	

		(2) ヘリコプターの整備業務を主たる職務とする消防吏員			
		ア 1等航空整備士の資格を有する者		1月	47,000円
		イ 2等航空整備士の資格を有する者		1月	37,000円
		ウ 上記以外の者		1月	11,000円
10	賦課徴収等業務手当	(1) 勤務場所以外の場所において市税、国民健康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料、土地区画整理事業清算金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金又は市営住宅家賃の納付督促(滞納処分を含む。)の業務に従事した職員	42,626千円	1日	300円
		(2) 勤務場所以外の場所において下水道の無届使用者に係る下水道使用料の算定業務又は下水道使用料の算定のための地下揚水の検針業務で下水道河川部長が指定するものに従事した職員及び勤務場所以外の場所において市税、国民健康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料又は下水道事業受益者負担金の賦課資料の収集のための戸別調査の業務に従事した職員		1日	140円
		(3) 滞納整理課に所属する職員(税政部長が指定する者に限る。)又は諸税課、税務部区保険年金課若しくは下水道財務課に所属する職員のうち、市税、国民健康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料又は下水道事業受益者負担金に関する業務を主たる職務とする者		1月	4,000円
11	福祉業務等手当	(1) はるにれ学園、かしわ学園、整肢園、第二かしわ学園、あかしあ学園、発達医療センター、豊成養護学校又は北翔養護学校に勤務する職員のうち、知的障害児若しくは知的障害者の指導の業務又は肢体不自由児の訓練の業務に従事した者	98,759千円	1日	390円
		(2) 身体障害者更生相談所又は知的障害者更生相談所に所属する職員のうち、身体障害者又は知的障害者の指導、訓練又は相談の業務に従事した者		1日	310円
		(3) 保育園又は保育・子育て支援センターに所属する職員のうち、児童の保育業務に従事した者		1日	200円

		(4) 子育て支援課、保育・子育て支援センター、児童療育課又は健康・こども課に所属する職員のうち、地域子育て支援事業に係る児童の保育業務として子育て支援部長、児童福祉総合センター所長又は区保健福祉部長が指定するものに従事した者		1日	180円	
		(5) 児童療育課(はるにれ学園、かしわ学園及び整肢園を除く。)又は相談判定課に所属する職員のうち、児童、身体障害者又は知的障害者の指導、訓練又は相談の業務に従事した者及び保健福祉課、健康・子ども課、保護一課、保護二課、保護三課、保護四課又は保護課に所属する職員のうち、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号若しくは第2号に規定する所員としての業務又は来庁者等の指導若しくは相談の業務に従事した者		1日	310円	
		(6) 保健福祉局保健福祉部、保健所又は区保健福祉部に所属する職員のうち、精神保健福祉に関する相談の業務又は医療社会事業の業務に従事した者		1日	310円	
		(7) 保健福祉課に所属する職員のうち、介護保険の認定又はサービス利用に関する相談の業務に従事した者		1日	310円	
12	夜間特殊業務手当	(1) 相談判定課に所属する職員のうち、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者	752千円			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。		1回	1,440円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。		1回	860円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。		1回	540円	
13	夜間診療等業務手当	(1) 児童心療センターに所属する看護師等又は発達医療センターに所属する看護師若しくは准看護師のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務として看護等の業務に従事した者	10,760千円			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。		1回	6,800円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。		1回	3,300円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。		1回	2,900円	

		エ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。		1回	2,000円	
		(2) 医師（副医長以上の職にある者に限る。）のうち、その勤務を終えた後、勤務条件条例第7条第1項の規定により宿直勤務をすることを命ぜられた医師の要請を受けて深夜に登院し、診療等の業務に従事した者		1回	5,000円	
14	精神病棟看護等業務手当	児童心療センターに所属する看護師等のうち、精神疾患を有する者の看護等の業務を主たる職務とする者	27,319千円			
		(1) 病院に入院し、又はのぞみ学園に入所している者の看護等の業務に従事した者		1月	41,400円	
		(2) 前号に掲げる者以外の者		1月	20,700円	
15	発掘調査業務手当	文化財課に所属する職員のうち、埋蔵文化財の発掘調査業務に従事した者	113千円	1日	270円	
16	取締交渉等業務手当	(1) 計量検査所に所属する職員のうち、勤務場所以外の場所において計量器及び計量の検査業務に従事した者	2,446千円	1日	130円	
		(2) 権利者に対して直接行う土地区画整理事業に係る換地、清算等の交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者		1月	2,400円	
		(3) 権利者に対して直接行う用地取得についての交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者		1月	2,400円	
		(4) 市街地整備部又は建築指導部に所属する職員のうち、違反建築の取締業務を主たる職務とする者		1月	1,400円	
		(5) 道路法(昭和27年法律第180号)第71条第4項及び第5項に規定する道路監理員の業務で常時勤務場所以外の場所で行われるものを主たる職務とする職員として建設局総務部長が指定する者		1月	1,400円	
17	災害緊急援助等業務手当	(1) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)の規定による海外の地域での国際緊急援助活動に従事した消防吏員	支給なし	1日	4,000円	第1号に掲げる職員のうち、心身に著しい

		(2) 国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員		1日	800円	負担を与えるものとして警防部長が指定する国際緊急援助活動に従事した者については、1日につき4,000円に2,000円(現地の治安の状況等により、当該業務が心身に著しい緊張を与えると警防部長が認める場合には、4,000円)を超えない範囲内で警防部長が定める額を加算した額とする。
--	--	---	--	----	------	--

## (別紙2)

## 札幌市の技能労務職員に支給されている特殊勤務手当一覧

平成25年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (24年度)	手当額		摘要
				単位	金額	
1	特定危険作業手当	(1) 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業として当該作業を所管する部の長が指定するものに従事した職員	2,180千円	1日	240円	
		(2) みどりの推進部、建設局土木部又は区土木部に所属する職員のうち、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕その他の道路上の作業(特殊重車両の運転を含む。)でみどりの推進部長又は建設局土木部長が指定するものに従事した者		1日	220円	
2	動物取扱業務手当	(1) 動物管理センターに所属する職員のうち、野犬の捕獲、抑留、処分又は消毒の作業に従事した者	1,905千円	1日	280円	
		(2) 円山動物園に所属する職員のうち、動物の飼育作業に従事した者		1日	230円	
3	清掃等作業手当	(1) 清掃事務所に所属する職員のうち、ごみの収集作業に従事した者	41,278千円	1日	400円	
		(2) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、排水処理を行う施設の機器若しくは設備の維持管理作業、排水の処理作業又は搬入指導作業に従事した者		1日	300円	
		(3) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、埋立地の管理作業に従事した者		1日	170円	
		(4) 清掃工場に所属する職員のうち、焼却炉等の機器若しくは設備の維持管理作業又はごみ焼却作業に従事した者		1日	300円	
4	下水処理等作業手当	(1) 下水管理センターに所属する職員のうち、下水道管又はこれに附属する施設の清掃又は調査点検の作業に従事した者	7,599千円	1日	290円	
		(2) 下水管理センターに所属する職員のうち、排水設備工事の検査に従事した者		1日	170円	
		(3) 下水処理場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は下水処理作業に従事した者		1日	290円	
5	斎場等業務手当	火葬場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は死体の火葬業務に従事した者	466千円	1日	290円	
6	感染症予防等作業手当	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第15条第1項、第17条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第45条第2項又は第50条第1項若しくは第5項の規定に基づく作業に従事した職員	支給なし	1日	290円	

		(2) 感染症総合対策課に所属する職員のうち、感染症予防法第21条又は第47条の規定に基づく移送の作業に従事した者		1日	280円	
7	放射線取扱業務手当	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として区保健福祉部長が指定するものに従事した職員	支給なし	1日	100円	
8	整備作業手当	環境事業部業務課、車両管理事務所又は維持管理課に所属する職員のうち、車両の整備作業に従事した者	360千円	1日	210円	
9	福祉業務等手当	(1) はるにれ学園、かしわ学園、整肢園、第二かしわ学園、あかしあ学園、豊成養護学校又は北翔養護学校に勤務する職員のうち、知的障害児若しくは知的障害者の指導の業務又は肢体不自由児の訓練の業務に従事した者	1,230千円	1日	390円	
		(2) 保育園又は保育・子育て支援センターに所属する用務員又は調理員のうち、児童の保育業務の介助業務に従事した者		1日	90円	
10	夜間特殊業務手当	(1) 清掃工場に所属する職員のうち、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間(札幌市職員の勤務条件に関する条例(平成6年条例第39号)第2条から第5条までの規定の例による勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に従事した者	15,721千円			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。		1回	1,340円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。		1回	650円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。		1回	520円	
		(2) 下水処理場に勤務する職員のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者				
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。		1回	1,130円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。		1回	730円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。		1回	410円	
11	災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員	支給なし	1日	800円	

## (別紙3)

## 水道局職員に対して支給される特殊勤務手当

平成25年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (24年度決算)	手当額	
				単位	金額
1	危険作業手当	(1) 水質試験所に勤務する職員のうち、常時水質検査に従事する者	370千円	1月	1,700円
		(2) 水質試験所に勤務する職員のうち、河川の採水調査業務に従事した者	39千円	1日	220円
		(3) 落下地点4メートル以上の足場の不安定な高所で配水管の新設若しくは維持管理若しくは受水槽に付帯する給水装置のしゅん工検査に従事した職員	支給なし	1回	100円
2	徴収等業務手当	(1) 勤務場所以外の場所において水道の料金若しくは工事費又は下水道使用料(以下この項において「水道料金等」という。)の収納事務に従事した職員	1,524千円	1日	200円
		(2) 水道料金等の納付督促事務に従事した職員のうち総務部長が指定する者	795千円	1日	200円
3	施設等維持特別手当	(1) 給配水管等工事において、水中等劣悪な環境の中で行う作業に従事した職員	支給なし	1日	220円
		(2) 浄水場に勤務する職員のうち、薬品溶解若しくはこれらに類する業務又は河川の採水調査業務に従事した者	28千円	1日	220円
		(3) 浄水場に勤務する職員のうち、沈殿池等の排でい作業に従事した者	22千円	1日	400円
		(4) 藻岩浄水場、白川浄水場、定山溪浄水場及び配水センターに勤務する職員のうち、管理室における維持管理作業に従事した者			
		ア 深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部に勤務した場合	3,325千円	1回	1,300円
		イ アの場合を除き、午後4時45分から翌日の午前9時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合	1千円	1回	650円
		ウ 午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合	1,058千円	1回	400円
		(5) 定山溪浄水場に勤務する職員のうち、管理室において1人で維持管理作業に従事した者			
		ア 深夜の全部に勤務した場合	153千円	1回	420円
		イ アの場合を除き、午後4時45分から翌日の午前9時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合	1千円	1回	210円
(6) 配水管理事務所に勤務する職員のうち、夜間勤務(午後8時45分から翌日の午前5時15分までの間の勤務をいう。)において、正規の勤務として洗管作業に従事した者	91千円	1回	1,300円		

4	緊急出動手当	休日又は夜間等に送配水管等事故及び停水解除のため、自宅から緊急出勤し、事故処理等に従事した職員(第29条に規定する管理職手当の支給を受ける職員を除く。)			
		ア 4月1日から10月31日までの間において従事した場合(ウの場合を除く。)	78千円	1回	1,200円
		イ 11月1日から翌年3月31日までの間において従事した場合(エの場合を除く。)	95千円	1回	1,500円
		ウ 4月1日から10月31日までの間において、その事故処理等の作業場所における当該作業開始時刻が深夜であるものに従事した場合	44千円	1回	1,500円
		エ 11月1日から翌年3月31日までの間において、その事故処理等の作業場所における当該作業開始時刻が深夜であるものに従事した場合	38千円	1回	1,800円
5	災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防備又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策にかかる業務に従事した職員	支給なし	1日	800円
6	交渉等業務手当	権利者に対して直接行う用地取得についての交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者	28千円	1月	2,400円

## (別紙4)

## 病院局職員に対して支給される特殊勤務手当

平成 25 年 4 月 1 日現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (24年度決算)	手当額		摘要
				単位	金額	
1	死体解剖補助手当	死体の解剖の補助の業務に従事した職員 (医師を除く。)	61千円	1日	2,500円	
2	感染症予防等作業 手当	看護師等(助産師、看護師、准看護師及びこれらに準ずると管理者が認める職員をいう。以下同じ。)及び看護補助員のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する感染症又は管理者が指定する感染性の疾患に罹患した者の看護等の業務として管理者が指定するものに従事した者	支給なし	1日	290円	
3	有害物取扱業務手 当	細菌検査又は試験検査として管理者が指定するものに従事した職員	2,387千円	1日	270円	
4	放射線取扱業務手 当	(1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務に従事した職員	2,226千円	1日	280円	
		(2) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として管理者が指定するものに従事した職員	505千円	1日	100円	
5	夜間診療等業務手 当	(1) 救命救急センターに所属する医師のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務として診療等の業務に従事した者  ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき又はその勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。  イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。  ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	4,641千円	1回	7,000円	
			支給なし	1回	6,000円	
			支給なし	1回	4,000円	
		(2) 放射線部、検査部若しくは薬剤部に所属する職員又は看護師等のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者  ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	17,272千円	1回	6,800円	

		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。	80,075千円	1回	3,300円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。	75,287千円	1回	2,900円	
		エ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	支給なし	1回	2,000円	
		(3) 医師(副医長以上の職にある者に限る。)のうち、その勤務を終えた後、宿直勤務の医師又は診療科の部長の要請を受けて深夜に登院し、診療等の業務に従事した者	8,560千円	1回	5,000円	
		(4) 看護師等で、救急患者(救急車等による外来患者及び容体が急変するおそれのある入院患者をいう。以下同じ。)に対処するために自宅等に待機することを依頼された者のうち、待機を依頼された期間中(以下「待機期間中」という。)に、当該救急患者に対処するための呼出し(退庁時直後から通常出勤する場合に自宅等を離れる直前までの間に行われたものに限る。以下同じ。)を受け、正規の勤務時間外において救急医療等の業務に従事し、かつ、当該業務に従事した時間(一の待機期間中において2回以上の呼出しを受け、当該業務に2回以上従事した場合にあっては、当該業務に従事した時間を合算した時間とする。)が1時間以上である者	229千円	1回	1,240円	
6	精神病棟看護等業務手当	看護師等及び看護補助員のうち、精神疾患を有する者の看護等の業務を主たる職務とする者	8,707千円	1月	20,700円	
7	災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員	支給なし	1日	800円	
8	ハイリスク <sup>べん</sup> 分娩業務手当	基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)別表第七に掲げるハイリスク分娩管理加算の対象患者の分娩に係る業務に従事した医師	8,850千円	1回	15,000円	多胎分娩の場合は、1回とみなす。